



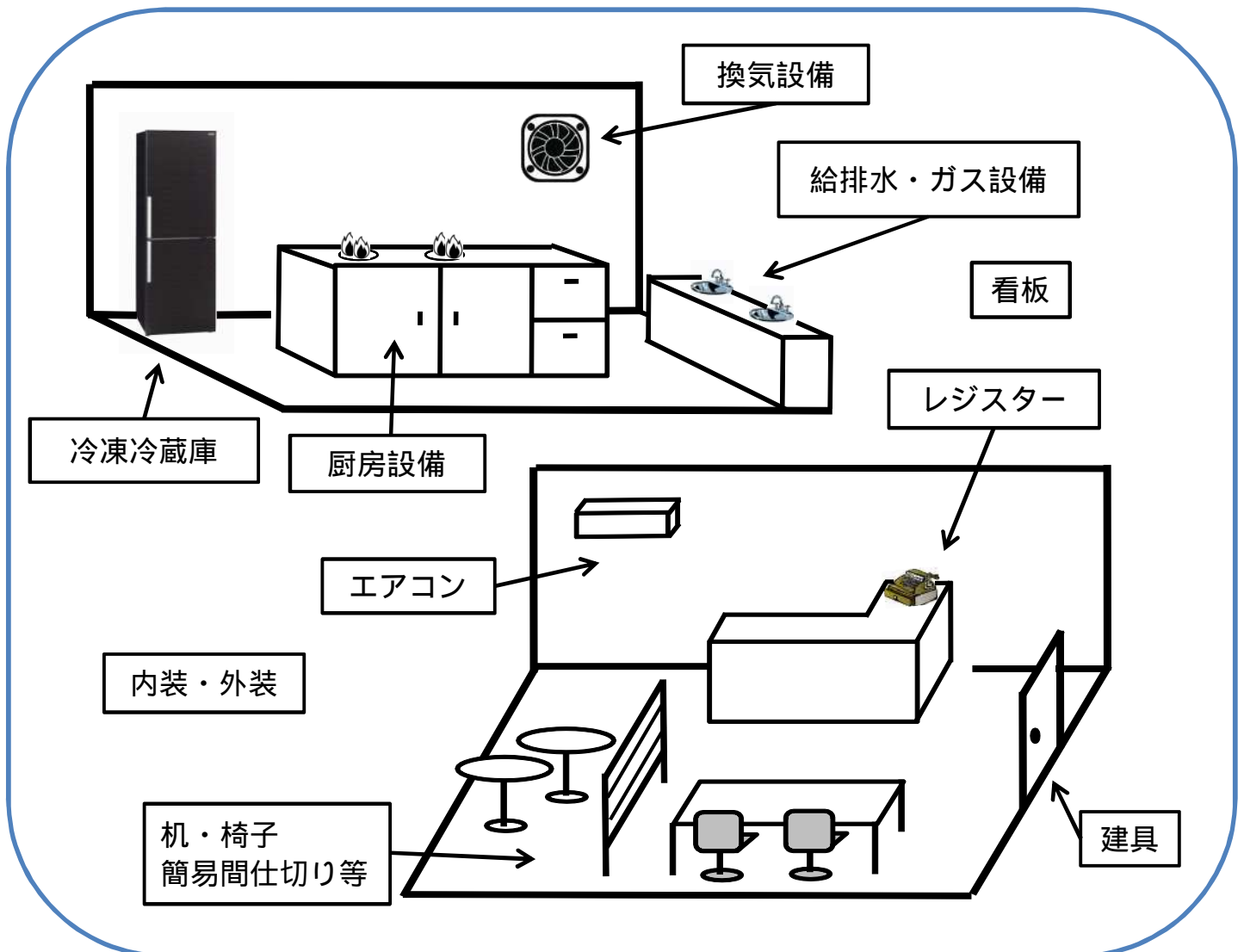
# 飲食店

を営んでいる方へ

## 固定資産税（償却資産）のお知らせ

会社や個人の方が所有する、土地・家屋以外の事業用資産を償却資産といい、毎年1月1日現在の所有資産を所在する市へ申告する必要があります。

飲食業では、下図のような資産が申告の対象の一例です。



詳細については裏面をご覧ください。

## 申告時期・申告方法

毎年1月の1ヶ月間（地方税法第383条により申告が義務付けられています。）  
償却資産申告書を市役所本庁舎へ提出してください。  
（窓口へ直接もしくは郵送にてご提出ください。）

## 申告書の配布場所

償却資産申告書は市役所本庁舎にて配布しています。  
郵送での取り寄せも可能です。また、ホームページにも掲載しています。  
取り寄せの際には下記連絡先までご連絡ください。  
事務所では対応できませんのでご注意ください。

## 申告対象となる資産の例示

構築物 建物付属設備	屋上看板等の広告設備、受変電設備、屋外電気設備 屋外ガス設備、屋外給排水設備 駐車場等の舗装(アスファルト・砂利・白線・車止め等)など [テナントの方の場合に申告対象となるもの] 内装(床・内壁・天井等)、外装、造作、建具、電気設備、衛生設備 屋内ガス設備、屋内給排水設備、屋内電気設備、冷暖房設備 空調・換気設備など
機械・装置	厨房設備、太陽光発電設備など
器具・備品	応接セット、テーブル、椅子、レジスター、金庫、簡易間仕切り、ボイラー(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、ルームエアコン、テレビ 冷凍冷蔵庫、ショーケース、カラオケ機器、食洗機、製氷機など

事業を営むために賃借した家屋に施した内装・外装工事や電気・ガス・給排水設備、建具などを特定付帯設備といい、特定付帯設備は賃借人の償却資産として申告義務があります。(地方税法343条第10項)

より詳しい説明はホームページに掲載している「償却資産申告の手引き」をご覧ください。  
ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

八王子市財政部資産税課  
償却資産担当  
TEL（直通）042-620-7221